保護者、ご家庭の皆様 生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校 校長 傳田 秀輝

## 祭礼などイベントへの参加等について(お知らせ)

9月は五泉市内で多くの祭礼などのイベントが開催されます。  $14日(土)\sim15日(日)$ には五泉八幡宮で秋季祭礼が、27日(金)~29日(日)には、日枝神社で秋季例大祭が予定されており、多くの人出が予想されます。

生じた まいた まいれい まんか まい いか ないよう まも 生徒のみなさんは、祭礼に参加する際は以下の内容を守ること。なお、以下の内容は、祭礼以外のすべて ばめん まも ひつよう の場面でも守る必要があります。

保護者、御家族の皆様は、以下について、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 20歳未満の飲酒・喫煙は、法令で禁じられています。

がつこう とくべつしどう たいしょう 学校からも特別指導の対象となります。

また法令では、未成年の飲酒・喫煙を知りつつ止めなかった場合は、保護者が国から処罰の対象となります。

- 3 生徒のみなさんは、他の生徒が飲酒・喫煙(ノンアルコール飲料・ニコチンを含まない電子タバコを含む)している場面に、意図せず同席してしまった場合、以下のように対応すること。
  - 1 飲酒・喫煙を止めるよう注意する。
  - 2 注意しても止めない場合、あるいは注意できない場合は、すぐにその場を離れる。
  - 3 上記1あるいは2の後、学校の先生に相談する。

もし生徒が、他の生徒の飲酒・喫煙の場面にいたことが分かったとき、上記 1~3を行なっていなかった場合は、たとえ自分自身が飲酒・喫煙をしていなかったとしても、「他の生徒が飲酒・喫煙するのを容認したり、黙認したりして、その場で一緒に過ごしている」ものとして、事情をよく確認した上で、「飲酒・喫煙をした生徒と同様の特別指導」を行う場合があります。

4 未成年の深夜徘徊は、法令で禁止されています。

ほごしゃ どうい みせいねん しんやはいかい つ だ ばあい にいがたけん しょばつ たいしょう 保護者の同意なく未成年を深夜徘徊に連れ出した場合は、新潟県からの処罰の対象となります。

5 「万引き」は「窃盗」という犯罪行為であり、刑罰の対象になります。

がっこう 学校からも指導を行ないます。

6 本校では「生徒どうしのお金の貸し借り」を禁止しています。

たんげんかんけい 人間関係のトラブルの元になります。

- 7 新潟県内では昨年9月、高校生の交通死亡事故が発生しました。交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、以下の交通ルール・マナーを守ること。
- (1)「自転車安全利用五則」を守る(右記)。 違反時には法令で罰せられる場合があります。
- (2) 自転車の傘差し運転や、スマートフォン・イヤホンを使用しながらの「ながら運転」をしない。
- 1 車道が原則、左 側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着 用

違反時には法令で罰せられる場合があります。

- (3) 原付バイクの運転時には、可能な限りフルフェイス型のヘルメットを正しく着用する。
- こうきてん しんごう うむ かか あうだんまえ かくじっ いちじていしおよ あんぜんがくにん おこな (4)交差点では、信号の有無に関わらず、横断前は確実な一時停止及び安全確認を 行 う。
- 8 「同意のない性的行為」は、「不同意わいせつ罪」「不同意性交罪等」という犯罪です。

2023 年、性犯罪に関する改正刑法が成立・施行されました。具体的には「明確な同意のない性的行為は はなが であり、重い処罰を受けることになりました。

「相手が嫌と言ってなかったから…」「恋人どうしだから…」「2人でデートしたから…」「家に来たから…」等を理由に、「明確な同意が無くても性的行為(キスをする、身体を触る、性交する等)をしても良い」などと思い込むのは自分勝手な決め付けであり、相手の心・身体と人権を傷付ける犯罪に繋がります。

担当:生徒指導部 星野 信明

Tel: 0250-58-6003(代表)